

【日南市空き家活用促進事業費補助金】



空き家バンクに登録している 空き家の家財処分等を支援します！

本補助金は、日南市が運営する「空き家・空き地情報バンク（以下「空き家バンク」とする。）」に登録している空き家の家財処分等に係る費用の一部を予算の範囲内で支援する制度です。

【補助対象経費】

- ① 空き家の家財道具等処分に係る委託費用
(ごみ処理手数料、収集・運搬料金、家電リサイクル料金含む)
- ② 空き家又は敷地内の清掃に係る委託費用
- ③ 空き家の敷地内の樹木伐採、草刈等の環境整備に係る委託費用

【補助額】

補助対象経費の
3分の2

最大 **10万円**

※千円未満端数切捨

【補助要件】 ※以下のすべてに該当すること

チェック欄
(※口に✓を記入)

- | | |
|--|--------------------------|
| ア 空き家バンク登録物件の 所有者 、若しくは空き家バンク登録物件を 利用する利用者
※空き家バンクに未登録の所有者が申請する場合は、空き家バンクへの3年以上の登録を誓約すること。
※賃貸契約で利用者が申請する場合は、物件の所有者から同意を得ていること。
※売買契約で利用者が申請する場合は、売買契約日から1年を超えていないこと。 | <input type="checkbox"/> |
| イ 利用者が申請する場合、 賃貸又は売買での契約が成立 していること。 | <input type="checkbox"/> |
| ウ 市税を滞納していないこと。 | <input type="checkbox"/> |
| エ 自ら家財道具等の処分を行わず、 補助対象経費①については、日南市一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている者、補助対象経費②及び③については、日南市内に事務所又は事業所を有する者 に依頼すること。 | <input type="checkbox"/> |
| オ 利用者が申請する場合、三親等以内の親族間での売買又は賃貸ではないこと。 | <input type="checkbox"/> |
| カ 過去に当該補助金又は類似の支援を受けていないこと。 | <input type="checkbox"/> |

空き家バンクとは

居住可能な空き家を有効活用するため、空き家の売却・賃貸を希望される所有者から提供を受けた物件情報を、空き家を利用したい方に紹介する制度です。

物件情報は、
市のホームページで
公開しています。



ホームページ

【補助金交付の流れ】

市役所へ補助金申請

市役所から交付決定
通知書を受領

家財処分等の実施
・業者への支払い

市役所へ実績報告
書・請求書の提出

補助金の交付

【本補助金に関するお問い合わせ先】

日南市役所 未来創生課 人口問題対策係
☎0987-31-1128

【空き家バンク登録に関するお問い合わせ先】

日南市空き家利活用相談窓口（空き家カウンセラー）
☎090-9480-3456

【日南市HP】

